

令和4年10月6日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市安全で安心なまちづくり協議会
会長 黒田 弥

「四街道市犯罪被害者等支援条例」について（答申）

令和4年8月30日付け自第99号で諮問のありましたこのことについて、
当協議会で慎重に協議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申

近年、凶悪犯罪が頻発し、二次的被害の防止等、犯罪被害者支援の重要性はますます高まり、犯罪被害者や家族等が直面している困難な状況を踏まえ、「地域社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、十分に配慮した対応」及び「関係機関が連携したきめ細やかな被害者支援」をこれまで以上に強化していく必要がある。

このような状況下、千葉県では令和3年4月1日に「千葉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、本市においても、犯罪被害者等支援に関する市民の理解を増進するため、基本理念や各主体の責務、支援の基本的事項等を明示した「犯罪被害者等支援に特化した犯罪被害者等の支援に関する条例」の制定に伴い、諮問案については、趣旨を踏まえつつ慎重に審議した結果、その内容はおおむね適切であると評価する。

今後、条例の制定に向けて、市や、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するのはもちろんのこと、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害等に遭われた方へ十分な経済的支援を側面からすることで、再び平穏な生活が送れるようその実現に向けて努めることを強く要望する。

記

- 1 犯罪被害に遭うことで、医療費等の支出、休業による収入減及び捜査への対応・公判の傍聴・出席など、犯罪被害等は様々な経済的負担を強いられることから、経済的負担の軽減のため、支援金の支給など十分な施策を講じるよう努められたい。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮されたい。
- 3 犯罪被害者等の置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、必要とされる支援を途切れることなく行うものとされたい。
- 4 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮するものとされたい。
- 5 今後において、犯罪被害者等の支援その他の資金に充てるために収受した寄付金は、その管理に関し必要な事項や用途等を定めた基金を設置するよう努められたい。